

岡山県農産対策関係事業補助金交付要綱

令和7年4月

目 次

1	岡山県農産対策関係事業補助金交付要綱	1
2	別 表（第2条及び第7条関係）	6
3	別記様式	
	様式第1号（補助金交付申請書：第3条関係）	14
	様式第2号（補助金交付決定変更・補助事業中止（廃止）承認申請書：第6条関係）	15
	様式第3号（実施状況報告書：第8条関係）	16
	様式第4号（実績報告書：第9条関係）	17
	様式第5号（消費税等相当額報告書：第9条関係）	18
	様式第6号（財産処分等承認申請書：第10条関係）	19
4	事業別様式	
	様式1（災害備蓄用種子対策事業）	21
	様式2（麦・大豆生産技術向上事業）	22
	様式3（経営所得安定対策等推進事業・産地づくりに向けた体制構築支援事業・ 土地改良区決裁金等支援事業・畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓 等促進事業）	23
	様式4（サプライチェーン構築推進事業）	24
	様式5（指定野菜価格安定対策事業）	26
	様式6（特定野菜等供給産地育成価格差補給事業）	28
	様式7（岡山県野菜価格安定促進事業）	29
	様式8（集落営農活性化プロジェクト促進事業） （集落営農連携促進等事業）	31
	様式9（担い手経営革新支援事業）	32
	様式10（農業経営法人化緊急推進事業）	33
	様式11（環境保全型農業直接支払交付金）	34
	様式12（国際水準GAPステップアップ事業）	36
	様式13（プラスチック被覆肥料の被膜殻流出防止モデル事業）	38
	様式14（データ駆動型農業の実践・展開支援事業）	39
	様式15（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業）	40
	様式16（農業支援サービストライアル事業）	41
	様式17（みどりの食料システム戦略推進総合対策事業）	42
	様式18（農業教育高度化事業・農業教育環境整備事業）	44
	様式19（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）	45
	様式20（園芸産地における事業継続強化対策事業）	46
	様式21（農業次世代人材投資事業・就農準備資金・経営開始資金・経営発展支援 事業・新規就農者誘致環境整備事業・就農準備支援資金・経営開始支援資 金・初期投資促進事業）	48
	共通様式 収支予算書（収支精算書）	49
	（参考）	
	岡山県補助金等交付規則	50

岡山県農産対策関係事業補助金交付要綱

	平成 22 年 04 月 01 日	農産第 0003 号
一部改正	平成 23 年 04 月 01 日	農産第 0020 号
一部改正	平成 24 年 04 月 01 日	農産第 0010 号
一部改正	平成 24 年 04 月 06 日	農産第 0231 号
一部改正	平成 25 年 04 月 01 日	農産第 0084 号
一部改正	平成 25 年 05 月 16 日	農産第 0419 号
一部改正	平成 26 年 04 月 01 日	農産第 0198 号
一部改正	平成 27 年 04 月 10 日	農産第 0206 号
一部改正	平成 27 年 10 月 02 日	農産第 0700 号
一部改正	平成 28 年 04 月 01 日	農産第 0071 号
一部改正	平成 29 年 03 月 31 日	農産第 1262 号
一部改正	平成 30 年 04 月 01 日	農産第 0182 号
一部改正	平成 31 年 04 月 01 日	農産第 0160 号
一部改正	令和 02 年 04 月 01 日	農産第 0149 号
一部改正	令和 02 年 06 月 01 日	農産第 0300 号
一部改正	令和 02 年 07 月 20 日	農産第 0546 号
一部改正	令和 03 年 04 月 01 日	農産第 0215 号
一部改正	令和 03 年 12 月 22 日	農産第 0975 号
一部改正	令和 04 年 04 月 01 日	農産第 0380 号
一部改正	令和 04 年 06 月 29 日	農産第 0541 号
一部改正	令和 04 年 09 月 29 日	農産第 0789 号
一部改正	令和 04 年 12 月 20 日	農産第 1035 号
一部改正	令和 05 年 04 月 01 日	農産第 0577 号
一部改正	令和 05 年 12 月 01 日	農産第 1230 号
一部改正	令和 06 年 04 月 01 日	農産第 0210 号
一部改正	令和 06 年 07 月 03 日	農産第 0453 号
一部改正	令和 06 年 10 月 16 日	農産第 0753 号
一部改正	令和 07 年 02 月 01 日	農産第 1053 号
一部改正	令和 07 年 04 月 01 日	農産第 0183 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、農業の振興、農産物の生産及び流通の円滑な推進、力強い担い手の育成を図るために要する経費に対して、予算の範囲内において、知事又は市町村長が適当と認める者に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助金対象及び補助率)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業及び補助率（額）は、別表 1 及び別表 2 に定めるところによる。

(交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、知事又は県民局長が別に指定する日までに知事又は県民局長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 県徴収金等の滞納がないことの証明
- (4) その他知事又は県民局長が別に指定する書類

ただし、別表2の新規就農者育成総合対策事業費補助金のうち就農準備資金及び新規就農者確保緊急円滑化対策事業費補助金のうち就農準備支援資金の補助金交付申請書に添える書類は、(1)及び(2)に替えて研修計画とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の申請をすることができない。

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明かでない場合については、この限りでない。

（交付の決定）

第4条 知事又は県民局長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査し、適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

ただし、別表2の新規就農者育成総合対策事業就農準備資金及び新規就農者確保緊急円滑化対策事業就農準備支援資金については、交付の決定及び額の確定を同時に行い、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ期限）

第5条 補助金の交付の申請をした者は、規則第8条第1項により、補助金の交付の決定を受けた日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができる。

（変更承認申請）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第10条の規定により、補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る事業の変更又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときには、変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第2号）を知事又は県民局長に提出しなければならない。

（軽易な変更）

第7条 規則第10条ただし書きに規定する知事が別に定める軽易な変更は、別表1及び別表2に掲げる変更とする。

（状況の報告）

第8条 補助事業者は、知事又は県民局長が別に指定する月の末日現在における補助事業の実施状況を、翌月の10日までに事業実施状況報告書（様式第3号）により、知事又は県民局長に報告しなければならない。

ただし、別表2の新規就農者育成総合対策事業費補助金のうち就農準備資金及び新規就農者確保緊急円滑化対策事業費補助金のうち就農準備支援資金については、状況の報告を要しないものとする。別表1の需給調整推進関係の区分にある事業については、別に定めるものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者（第3条第3項に係るものを除く。）は、補助事業が完了したときに（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事又は県民局長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他知事又は県民局長が別に指定する書類

ただし、別表2の新規就農者育成総合対策事業費補助金のうち就農準備資金及び新規就農者確保緊急円滑化対策事業費補助金のうち就農準備支援資金については、実績報告を要しないものとする。別表1の高収益作物等導入支援事業の実績報告については、別に定めるものとする。

- 2 第3条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって第3条第3項ただし書きに該当した場合は、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第5号により速やかに知事又は県民局長に報告するとともに、知事又は県民局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（財産処分等の承認）

第10条 補助事業者は、規則第20条の規定により、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供するため、知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（様式第6号）を知事または県民局長に提出しなければならない。

（財産処分の制限を適用しない場合）

第11条 規則第20条ただし書きに規定する知事が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 補助事業者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合。
- (2) 当該財産の耐用年数を経過した場合。

（補助金に係る帳簿等の保存年限）

第12条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

（書類の経由）

第13条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄県民局長を経由しなければならない。

ただし、補助事業者が各種団体の場合並びに別表2の新規就農者育成総合対策事業費補助金のうち就農準備資金及び新規就農者確保緊急円滑化対策事業費補助金のうち就農準備支援資金の一部はこの限りでない。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（関連通達の廃止）

- 2 岡山県農業経営対策補助金交付要綱（平成10年4月1日付け、農営第18号農林部長通達）及び岡山県生産流通対策関係事業補助金交付要綱（平成9年3月27日付け、生第1048号農林部長通達）は廃止する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
附 則
(施行期日等)
- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(関連要綱の廃止)
- 2 岡山県環境保全型農業直接支援対策交付金交付要綱(平成23年4月1日付け、農産第43号)は廃止する。
附 則
(施行期日等)
- 1 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。
附 則
(施行期日等)
- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
附 則
(施行期日等)
- 1 この要綱は、平成25年5月16日から施行する。
附 則
(施行期日等)
- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
附 則
(施行期日等)
- 1 この要綱は、平成27年4月10日から施行する。ただし、別表1に掲げる需給調整推進関係、野菜振興関係、担い手育成関係及び地方創生関係については、平成27年4月9日から施行する。
附 則
(施行期日等)
- 1 この要綱は、平成27年10月2日から施行する。
附 則
(施行期日等)
- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
附 則
(施行期日等)
- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
附 則
(施行期日等)
- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
附 則
(施行期日等)
- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
附 則
(施行期日等)
- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
附 則
(施行期日等)
- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
附 則
(施行期日等)
- 1 この要綱は、令和2年7月20日から施行する。
附 則
(施行期日等)
- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

- 附 則
(施行期日等)
1 この要綱は、令和3年12月22日から施行する。
- 附 則
(施行期日等)
1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日等)
1 この要綱は、令和4年6月29日から施行する。
- 附 則
(施行期日等)
1 この要綱は、令和4年9月29日から施行する。
- 附 則
(施行期日等)
1 この要綱は、令和4年12月20日から施行する。
- 附 則
(施行期日等)
1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日等)
1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日等)
1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日等)
1 この要綱は、令和6年7月3日から施行する。
- 附 則
(施行期日等)
1 この要綱は、令和6年10月16日から施行する。
- 附 則
(施行期日等)
1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日等)
1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表1)

区 別	補助金の名称	補助金の対象となる事業	経 費	補助率(額)	軽 易 な 変 更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
米麦振興関係	優良米生産対策費補助金	災害備蓄用種子対策事業	岡山県穀物改良協会が行う災害対策用種子の備蓄及び残量処理に要する経費	当該補助事業費の1/3以内又は定額(800千円)のいずれか低い額	次のものを除く変更とする。 1. 経費配分の相互間のそれぞれの経費の20%を超える増減 2. 補助金額の増減	次のものを除く変更とする。 1. 事業費の20%を超える増減
	麦・大豆生産技術向上事業費補助金	麦・大豆生産技術向上事業	市町村、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体、農業者等が行う事業に要する経費 地域農業再生協議会、農業者の組織する団体、農業者等が行う事業に要する経費に対して、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	定額、当該補助事業の1/2以内	次のものを除く変更とする。 1. 経費配分の相互間における国庫補助金の30%を超える増減	次のものを除く変更とする。 1. 事業実施主体の変更 2. 事業の新設、中止又は廃止 3. 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4. 事業費又は補助金の30%を超える減
需給調整推進関係	需給調整推進対策費補助金	経営所得安定対策等推進事業	県再生協議会、市町村、地域再生協議会が経営所得安定対策に係るシステム改修や各種確認事務等に要する経費	定額	次のものを除く変更とする。 1. 補助金額の増及び30%を超える減	次のものを除く変更とする。 1. 事業主体の変更
	高収益作物等導入支援事業費補助金	高収益作物等導入支援事業	地域農業再生協議会が作付転換助成を行うための事務に要する経費	定額 (補助上限額) 1 事業実施主体当たり助成対象者数に1,000円を乗じた額を上限とする。	次のものを除く変更とする。 1. 作付転換助成と合わせた補助金額の増及び30%を超える減	次のものを除く変更とする。 1. 事業の中止又は廃止
畑地化促進事業費補助金	畑地化促進事業費補助金	産地づくりに向けた体制構築支援事業	市町村、県農業再生協議会、地域農業再生協議会が行う畑地化やブロックローテーションの体制構築等の調整に要する経費	定額 (補助上限額) 3,000千円	次のものを除く変更とする。 1. 補助金額の増及び30%を超える減	次のものを除く変更とする。 1. 事業主体の変更
		土地改良区決済金等支援事業	市町村、地域農業再生協議会が行う土地改良区の地区内の土地において水田を畑地化する際に生じる費用に相当する額の支援に要する経費	定額 (補助上限額) 250千円/10a	次のものを除く変更とする。 1. 補助金額の増及び30%を超える減	
	畑作物産地形成促進事業費補助金	畑作物産地形成促進事業	市町村、県農業再生協議会、地域農業再生協議会が行う畑作物産地形成促進事業推進事務に要する経費	定額	次のものを除く変更とする。 1. 補助金額の増及び30%を超える減	次のものを除く変更とする。 1. 事業主体の変更
	コメ新市場開拓等促進事業費補助金	コメ新市場開拓等促進事業	市町村、県農業再生協議会、地域農業再生協議会が行うコメ新市場開拓等促進事業推進事務に要する経費	定額	次のものを除く変更とする。 1. 補助金額の増及び30%を超える減	次のものを除く変更とする。 1. 事業主体の変更

国産野菜サプライチェーン	国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策費補助金	サプライチェーン構築推進事業	国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策補助金交付等要綱（令和6年12月27日6農産第3350号）及び国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業実施要領（令和6年12月27日6農産第3551号）に基づき市町村が補助する場合における当該事業に要する経費。	定額、当該補助事業費の1/2以内	次のものを除く変更とする。 経費配分の相互間における30%を超える増減	次のものを除く変更とする。 1. 事業の中止又は廃止 2. 事業実施主体の変更 3. 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4. 事業費又は国庫補助金の30%を超える減																																																
野菜振興関係	指定野菜価格安定対策事業費補助金	指定野菜価格安定対策事業	野菜指定産地の指定野菜生産の安定的な拡大を図るため、岡山県野菜生産安定協会が価格差補給交付金等の交付に充てるための財源として、農畜産業振興機構へ野菜生産出荷安定資金を造成するのに要する経費。	当該補助事業の下表に掲げる補助率以内	次のものを除く変更とする。 1. 経費配分のそれぞれの経費の20%を超える増減 2. 補助金額の増減	次のものを除く変更とする。 1. 事業主体の変更 2. 事業量の20%を超える変更																																																
<p>特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金</p> <p>特定野菜等供給産地育成価格差補給事業</p>			<p>1 指定野菜供給産地育成価格差補給事業に係る交付準備金造成 都市近郊及び中山間地域の中規模産地の指定野菜生産の安定的な拡大を図るため、岡山県野菜生産安定協会が価格差補給交付金の交付に充てるための財源として交付準備金を造成するのに要する経費。</p> <p>2 特定野菜供給産地育成価格差補給事業に係る交付準備金造成 指定野菜以外の特定野菜産地の野菜生産の安定的な拡大を図るため、岡山県野菜生産安定協会が価格差補給交付金の交付に充てるための財源として交付準備金を造成するのに要する場合における当該補助に要する経費。</p>	<p>当該補助事業費の下表に掲げる補助率以内</p> <table border="1" data-bbox="1155 1465 1470 1586"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般野菜</td> <td>標準</td> <td>60 100</td> <td>20 100</td> <td>80 100</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td>50 100</td> <td>25 100</td> <td>75 100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重要野菜</td> <td>標準</td> <td>650 1000</td> <td>175 1000</td> <td>825 1000</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td>50 100</td> <td>25 100</td> <td>75 100</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該補助事業費の下表に掲げる補助率以内</p> <table border="1" data-bbox="1155 1695 1470 1816"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td></td> <td>30 90</td> <td>30 90</td> <td>60 90</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td>50 100</td> <td>25 100</td> <td>75 100</td> </tr> </tbody> </table>		国	県	計	一般野菜	標準	60 100	20 100	80 100	特定	50 100	25 100	75 100	重要野菜	標準	650 1000	175 1000	825 1000	特定	50 100	25 100	75 100		国	県	計	一般		30 90	30 90	60 90	特定	50 100	25 100	75 100	<p>当該補助事業費の下表に掲げる補助率以内</p> <table border="1" data-bbox="1375 1465 1530 1586"> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td></td> <td>30 90</td> <td>30 90</td> <td>60 90</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td>50 100</td> <td>25 100</td> <td>75 100</td> </tr> </tbody> </table>		国	県	計	一般		30 90	30 90	60 90	特定	50 100	25 100	75 100	
	国	県	計																																																			
一般野菜	標準	60 100	20 100	80 100																																																		
	特定	50 100	25 100	75 100																																																		
重要野菜	標準	650 1000	175 1000	825 1000																																																		
	特定	50 100	25 100	75 100																																																		
	国	県	計																																																			
一般		30 90	30 90	60 90																																																		
	特定	50 100	25 100	75 100																																																		
	国	県	計																																																			
一般		30 90	30 90	60 90																																																		
	特定	50 100	25 100	75 100																																																		
岡山県野菜価格安定促進事業費補助金	岡山県野菜価格安定促進事業	岡山県野菜価格安定促進事業	<p>県産野菜の安定的な拡大を図るため岡山県野菜生産安定協会が価格差補給交付金の交付に充てるための財源として補てん準備金を造成するのに要する経費に対して市町村が5/30補助する場合における当該補助に要する経費並びに当該協会の運営等に要する経費。</p> <p>(1) 補てん準備金造成費 (2) 基金造成費 (3) 運営費補助</p>	当該補助事業費の10/30以内 定額 定額	次のものを除く変更とする。 1. 経費配分のそれぞれの経費の20%を超える増減 2. 補助金額の増減	次のものを除く変更とする。 1. 事業主体の変更 2. 事業量の20%を超える変更																																																

担い手育成関係	担い手総合支援事業費補助金	担い手総合支援事業	「担い手総合支援事業実施要領(平成18年4月1日付け農営第831号)」に基づき行う担い手総合支援に要する経費	定額	次のものを除く変更とする。 1. 補助金額の増及び30%を超える減	次のものを除く変更とする。 1. 事業の中止
	農業教育高度化事業費補助金	農業教育高度化事業	「新規就農者育成総合対策事業実施要綱「別記5」(令和4年3月29日付け3経営第3142号)」に基づき、農業教育高度化プランの実現に向けた取組に要する経費	定額、対象経費の1/2		次のものを除く変更とする。 1. 事業内容の新設又は廃止 2. 事業実施主体及び取組主体の変更 3. 事業費の30%を超える増減
		農業教育環境整備事業	「新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱「別記3」(令和5年12月1日付け5経営第2016号)」に基づき、農業教育高度化プランの実現に向けた取組に要する経費	定額、当該事業費の1/2以内		次のものを除く変更とする。 1. 事業内容の新設又は廃止 2. 事業実施主体及び取組主体の変更 3. 事業費の30%を超える増減
	集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金	集落営農活性化プロジェクト促進事業	「集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱(令和4年3月30日付け3経営第3156号)」に基づいて行う事業に要する経費	定額、当該事業費の1/2以内	次のものを除く変更とする。 1. 経費配分の相互間における経費の増減	次のものを除く変更とする。 1. 事業内容の新設又は廃止 2. 事業実施主体の変更 3. 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4. 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
	集落営農連携促進等事業費補助金	集落営農連携促進等事業	「集落営農連携促進等事業実施要綱(令和7年3月31日付け6経営第3212号)」に基づいて行う事業に要する経費	定額、当該事業費の1/2以内	次のものを除く変更とする。 1. 経費配分の相互間における経費の増減	次のものを除く変更とする。 1. 事業内容の新設又は廃止 2. 事業実施主体の変更 3. 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4. 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
	女性が変える未来の農業推進事業費補助金	担い手経営革新支援事業(農業における女性活躍推進活動)	「女性が変える未来の農業推進事業実施要綱(平成30年3月30日付け29経営第3550号)」等に基づいて、県内の地域取組主体が行う推進事業に要する経費	定額	次のものを除く変更とする。 1. 事業費の30%を超える増又は補助金の増 2. 事業費又は補助金の30%を超える減	次のものを除く変更とする。 1. 事業の中止
	農業経営法人化緊急推進事業費補助金	農業経営法人化緊急推進事業	「農業経営法人化緊急推進事業実施要綱(令和7年3月19日付け農産第1189号)」に基づいて行う事業に要する経費	当該事業費の1/2以内	次のものを除く変更とする。 1. 補助金額の増及び30%を超える減	次のものを除く変更とする。 1. 事業主体の変更 2. 事業内容の新設又は廃止 3. 事業費の30%を超える増減
環境保全型農業関係	環境保全型農業直接支払交付金	環境保全型農業直接支払交付金	環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3817号)に基づいて、市町村が農業者団体等に対して補助金を交付する場合における当該交付に要する経費 ア 市町村が、農業者団体等へ交付する補助金は、対象活動ごとの交付単価に実施面積を乗じて得た額の合計額	当該補助事業費の3/4以内	次のものを除く変更とする。 1. 補助金額の増及び30%を超える減 2. 経費配分の相互間における流用	次のものを除く変更とする。 1. 事業主体の変更

			イ 交付単価は、次の表に掲げるとおりとする。																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象活動</th> <th>環境保全型農業直接支払交付金の10a当たり交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下、「5割低減の取組」という。）と緑肥の施用を組み合わせた取組</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業をいう。）の取組（そば等雑穀・飼料作物以外）</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>うち、土壌分析を実施し、加えて、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれかを実施する場合</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業をいう。）の取組（そば等雑穀・飼料作物）</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組（そば等雑穀・飼料作物以外）</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組（そば等雑穀・飼料作物）</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>有機農業の取組の拡大に向けた活動</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象活動	環境保全型農業直接支払交付金の10a当たり交付単価	化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下、「5割低減の取組」という。）と緑肥の施用を組み合わせた取組	5,000円	5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	3,600円	有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業をいう。）の取組（そば等雑穀・飼料作物以外）	14,000円	うち、土壌分析を実施し、加えて、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれかを実施する場合	16,000円	有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業をいう。）の取組（そば等雑穀・飼料作物）	3,000円	5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組	5,000円	5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組（そば等雑穀・飼料作物以外）	4,000円	5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組（そば等雑穀・飼料作物）	2,000円	有機農業の取組の拡大に向けた活動	4,000円			
対象活動	環境保全型農業直接支払交付金の10a当たり交付単価																									
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下、「5割低減の取組」という。）と緑肥の施用を組み合わせた取組	5,000円																									
5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	3,600円																									
有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業をいう。）の取組（そば等雑穀・飼料作物以外）	14,000円																									
うち、土壌分析を実施し、加えて、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれかを実施する場合	16,000円																									
有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業をいう。）の取組（そば等雑穀・飼料作物）	3,000円																									
5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組	5,000円																									
5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組（そば等雑穀・飼料作物以外）	4,000円																									
5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組（そば等雑穀・飼料作物）	2,000円																									
有機農業の取組の拡大に向けた活動	4,000円																									
	環境保全型農業直接支払推進交付金	日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号）の規定に基づいて市町村が行う推進事業に要する経費	定額																							
国際水準GAP普及推進交付金	国際水準GAPステップアップ事業	持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号）に基づいて行う事業に要する経費	定額（ただし持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号）に定める上限の範囲内）	次のものを除く変更とする。 1. 補助金額の30%を超える増減	次のものを除く変更とする。 1. 補助事業者の変更 2. 事業の新設、中止又は廃止 3. 補助金額の増 4. 補助金額の30%を超える減																					
プラスチック被覆肥料の被膜殻流出防止モデル事業費補助金	プラスチック被覆肥料の被膜殻流出防止モデル事業	プラスチック被覆肥料の被膜殻流出防止モデル事業実施要領（令和7年4月1日付け農産第2号）に基づいて行う事業に要する経費	定額（補助上限額） 2,000千円	次のものを除く変更とする。 1. 補助金額の増及び30%を超える減	次のものを除く変更とする。 1. 事業の中止又は廃止																					
マーケティング関	産地デジタルマーケティング	マーケティング戦略実行支援事業	産地デジタルマーケティング実装化事業実施要領（令和7年4月1日付け農	当該補助事業費の1/2以内	次のものを除く変更とする。	次のものを除く変更とする。																				

係	グ実装化事業補助金	業	産第126号)の規定に基づいてマーケティング戦略の実行に要する経費		1. 補助金額の増減	1. 事業主体の変更
スマート農業関係	みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業費補助金	データ駆動型農業の実践・展開支援事業	スマート農業の総合推進対策交付等要綱(令和2年4月1日付け元農会第863号)に基づいて行う事業に要する経費	定額、当該事業費の1/2以内	次のものを除く変更とする。 事業費又は国庫補助金等のそれぞれの経費の相互間における経費の30%を超える増減	次のものを除く変更とする。 1. 補助事業者又は間接補助事業者の変更 2. 事業の新設又は廃止 3. 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 4. 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減 5. 成果目標の変更
	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領(令和7年1月15日付け6農産第3572号)に基づいて、原則として市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	定額、当該補助事業費の1/2以内		次のものを除く変更とする。 1. 補助事業者の変更 2. 事業の新設、中止又は廃止 3. 事業費の3割を超える増又は補助金の増 4. 事業費又は補助金の3割を超える減
	スマート農業総合対策推進事業費補助金	農業支援サービストライアル事業	農業支援サービストライアル事業実施要領(令和7年4月1日付け農産第77号)に基づいて行う事業に要する経費	定額又は補助対象経費の1/2以内のいずれか低い額	次のものを除く変更とする。 1. 事業費の30%を超える増額、又は県費の増額 2. 事業費又は県費の30%を超える減額	次のものを除く変更とする。 1. 対象作物の変更 2. ドローンによる防除作業を提供する農業者の変更
みどりの食料システム戦略関係	みどりの食料システム戦略推進総合対策事業費補助金	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金事業及びみどりの食料システム戦略推進交付金事業	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱(令和4年12月8日付け4環バ第245号)及びみどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱(令和5年3月30日付け4環バ第465号)に基づいて市町村が行う事業に要する経費及び市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	定額、当該補助事業費の1/2以内	次のものを除く変更とする。 事業費又は補助金の経費配分の相互間における流用	次のものを除く変更とする。 1. 事業の新設又は廃止 2. 事業実施主体の変更 3. 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4. 事業費又は補助金の30%を超える減 5. 事業実施場所の変更(施設整備に限る) 6. 成果目標の変更

(別表2)

区 別	補助金の名称	補助金の対象となる事業	経 費	補助率(額)	軽 易 な 変 更					
					経費の配分の変更	事業の内容の変更				
担い手育成関係	農業次世代人材投資事業費補助金	農業次世代人材投資事業	市町村が農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号)に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 1 経営開始型 2 経営発展支援金事業 3 推進事業	定額	次のものを除く変更とする 1. 経費の欄に掲げる1、2及び3における相互間の流用 2. 1、2及び3ごとに補助金額の増又は30%を超える減	次のものを除く変更とする。 1. 補助事業者の変更 2. 事業の中止又は廃止				
	新規就農者育成総合対策事業費補助金	就農準備資金	県が新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号)に基づいて交付対象者に交付する次に掲げる資金 1 就農準備資金	定額						
		経営開始資金	市町村が新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号)に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 1 経営開始資金 2 推進事業	定額	次のものを除く変更とする 1. 経費の欄に掲げる1及び2における相互間の流用 2. 1及び2ごとに補助金額の増又は30%を超える減	次のものを除く変更とする。 1. 補助事業者の変更 2. 事業の中止又は廃止				
		経営発展支援事業	市町村が新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号)に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 1 経営発展支援事業 2 推進事業	補助率は下表のとおり(補助対象事業費上限額1,000万円) <table border="1" style="margin: 5px auto;"><tr><td>国</td><td>県</td></tr><tr><td>1/2以内</td><td>1/4以内</td></tr></table> (千円未満切捨) ただし2については定額	国	県	1/2以内	1/4以内	次のものを除く変更とする 1. 経費の欄に掲げる1及び2における相互間の流用 2. 1及び2ごとに補助金額の増又は30%を超える減	次のものを除く変更とする。 1. 補助事業者の変更 2. 事業の中止又は廃止
		国	県							
	1/2以内	1/4以内								
	新規就農者誘致環境整備事業	市町村が新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号)に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 1 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 (1) 新規就農者の誘致体制の整備 (2) 研修農場の整備 2 推進事業	定額、ただし1の(2)については1/2以内	次のものを除く変更とする 1. 経費の欄に掲げる1及び2における相互間の流用 2. 1及び2ごとに補助金額の増又は30%を超える減	次のものを除く変更とする。 1. 補助事業者の変更 2. 事業の中止又は廃止					
	新規就農者確保緊急円滑化対策事業費補助金	就農準備支援資金	県が新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号)に基づいて交付対象者に交付する次に掲げる資金 1 就農準備資金	定額						
経営開始支援資金		市町村が新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号)に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 1 経営開始支援資金 2 推進事業	定額	次のものを除く変更とする 1. 経費の欄に掲げる1及び2における相互間の流用 2. 1及び2ごとに補助金額の増又は30%を超える減	次のものを除く変更とする。 1. 補助事業者の変更 2. 事業の中止又は廃止					

		<p>世代交代・初期投資促進事業</p>	<p>市町村が新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号）に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>1 初期投資促進タイプ 2 世代交代円滑化タイプ 3 推進事業</p>	<p>補助率は下表のとおり（補助対事業費上限額1,000万円）</p> <table border="1" data-bbox="1161 255 1331 419"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/2以内</td> <td>1/4以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>（千円未満切捨） ただし3については定額</p>	国	県	1/2以内	1/4以内	<p>次のものを除く変更とする。</p> <p>1. 経費の欄に掲げる1及び2における相互間の流用 2. 1及び2ごとに補助金額の増又は30%を超える減</p>	<p>次のものを除く変更とする。</p> <p>1. 補助事業者の変更 2. 事業の中止又は廃止</p>
国	県									
1/2以内	1/4以内									

岡山県知事 殿
（県民局長）

申請者 住 所
団 体 名
代表者職氏名

年度〇〇〇〇〇費補助金交付申請書
（ 〇〇〇〇〇事業 ）

年度〇〇〇〇〇費補助金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の交付申請額

2 添付書類

- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 県徴収金等の滞納がないことの証明
- ・ その他知事又は県民局長が別に指定する書類

（注）1 〇〇〇〇〇費補助金及び（〇〇〇〇〇事業）は、別表1及び別表2に定める補助金の名称及び事業名を記入する。

2 添付書類は、事業別様式により作成する。

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿
（県民局長）

申請者 住 所
団 体 名
代表者職氏名

補助金交付決定変更

承認申請書

補助事業中止（廃止）

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定通知のあった年度〇〇〇〇〇費補助金に係る〇〇〇〇〇事業について下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第10条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由

- 2 変更の内容

- 3 中止の期間

（注）1 2については変更のとき、3については中止のときのみ記載する。
（又は不要なものは抹消する。）

- 2 〇〇〇〇〇費補助金及び（〇〇〇〇〇事業）は、別表に定める補助金の名称及び事業名を記入する
- 3 補助金額の増減がある場合は、2に変更前の額と変更後の額を明記する。

岡山県知事
（県民局長）

殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者職氏名

年度〇〇〇〇〇事業実施状況報告書

年 月 日 付け、岡山県指令 第 号で交付決定通知のあ
った 年度〇〇〇〇〇費補助金に係る〇〇〇〇〇事業の実施状況を岡山県補
助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第11条の規定により、下
記のとおり報告します。

記

区 分	月 日までに 完了したもの		月 日までに 実施するもの		完了予定 年 月 日
	事業費	出来高 比 率	事業費	出来高 比 率	
	円	%	円	%	
計					

（注） 〇〇〇〇〇費補助金及び（〇〇〇〇〇事業）は、別表に定める補助金の名称及び事業名を記入する。

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿
（県民局長）

申請者 住 所
団 体 名
代表者職氏名

年度〇〇〇〇〇事業実績報告書

年 月 日 付け、岡山県指令 第 号で交付決定通知のあ
った 年度〇〇〇〇〇費補助金に係る〇〇〇〇〇事業を実施したので、岡山
県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第13条第1項の規定
により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金等の精算額

2 添付書類

- ・事業実績書
- ・収支精算書

（注）1 〇〇〇〇〇費補助金及び〇〇〇〇〇事業は、別表に定める補助金の
名称及び事業名を記入する。

2 添付書類は、事業別様式により作成する。

岡山県知事 殿
（県民局長）

申請者 住 所
団 体 名
代表者職氏名

年度〇〇〇〇〇費補助金消費税等相当額報告書
（ 〇〇〇〇〇事業 ）

年 月 日 付け、岡山県指令 第 号で交付決定通知のあ
った 年度〇〇〇〇〇費補助金について、岡山県農産対策関係事業補助金交
付要綱第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 岡山県補助金等交付規則第5条第1項の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け、岡山県指令 第 号による額の確定額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）その他参考となる資料を添付のこと

岡山県知事 殿
（県民局長）

申請者 住 所
団 体 名
代表者職氏名

財産処分等承認申請書

年度において〇〇〇〇〇事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第20条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 処分の内容
- 2 処分する理由
- 3 処分対象の財産内容
- 4 取得時の状況

事業 種 目	施設の 所在地	事業主体 管理主体	取得財産 内 容	取 得 金 額	取 得 金 額 内 容		
					補 助 金 額		そ の 他
					国 庫	県 費	
				円	円	円	円

5 現 況

現在時の財産内容	取得時の金額	減価償却額	残存金額
	円	円	円

6 処分の方法

7 財産処分に伴う補助金返還額

8 その他

(注)

- 1 ○○○○○費補助金及び○○○○○事業は、別表に定める補助金の名称及び事業名を記入する。
- 2 1については、補助金交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、担保等に分けて記載する。
- 3 6については、処分の相手方、価格、処分年月日、条件等を記載し譲渡に当たっては、相手方の利用方法、計画等を記載する。
- 4 7については、計算の基礎を添付する。
- 5 8については、処分に伴う公庫資金等の繰上げ返還額等を記載する。

(事業別様式1) 災害備蓄用種子対策事業

事業計画書(事業実績書)

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 備蓄用種子の確保対策計画(実績)

品 種 名 区 分	備蓄用種子確保量	災害用配布実績	備 考
	kg	kg	
計			

(2) 災害備蓄用種子対策事業

残 量	経 費 内 訳			販 売 額	差引損失額
	購 入 費	備蓄処理経費	計		
kg	円 (単価×量)	円 (単価×量)	円	円 (単価×量)	円

3 経費の配分

事 業 区 分	総 事 業 費	補助事業に要す る(した)経費	負 担 区 分		備 考
			県 費	そ の 他	
	円	円	円	円	
計					

4 事業完了(予定)年月日

事業計画書 (事業実績書)

1 事業の目的

2 交付金申請金額 (又は実績報告金額) 金 円

3 事業内容及び計画 (又は実績)

(1) 事業実施計画 (又は実績)

区分	内容	備考

(2) 経費の内訳

区分	総事業費	補助事業に要する(した)経費 (A) + (B) + (C)	負担区分			
			国費 (A)	県費 (B)	市町村費 (C)	その他
	円	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円	円

4 事業完了予定 (又は完了) 令和 年 月 日

5 添付資料

(1) 麦・大豆生産技術向上事業実施計画書の写し

実績報告の際、軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書の写しに変更箇所を加筆修正し、添付すること (二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載)

(2) 市町村の本補助金の交付に関する規程又は要綱

(3) 実績報告の際は財産管理台帳の写し

(4) その他必要と認める書類

(事業別様式3)

事業計画書(事業実績書)

注：以下から事業名を選択

(経営所得安定対策等推進事業・産地づくりに向けた体制構築支援事業・土地改良区決裁金等支援事業・畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業)

1 事業の目的

2 交付申請金額(又は実績報告額) 金 円

3 事業の内容及び経費の内訳

(1) 市町村、地域農業再生協議会、県農業再生協議会活動計画(又は実績)

区 分	内 容	備 考
1 (主な取り組み)	(実施時期、実施回数及び実施内容 等)	
2		

注1：県からの交付主体が市町村の場合は、各地域協議会の計画(又は実績)を取りまとめ記載する。

注2：地域及び県協議会活動計画(又は実績)の記載は、実施要綱に定める推進活動計画(又は推進活動実施状況報告)の写しにより代えることができる。

(2) 経費の内訳

区 分	総事業費	補助事業に要する(した)経費	負担区分		
			県 費	市町村費	その他
需給調整推進対策費補助金		円	円	円	円
合 計					

注：県からの交付主体が市町村の場合は、各地域協議会の内容を取りまとめ記載する。

4 添付書類

(1) 推進活動計画(又は推進活動実施状況報告書)

(2) 農業再生協議会規約

(3) 補助金の交付に関する規程又は要綱(県からの交付主体が市町村の場合)

注：県からの交付主体が市町村の場合は、(1)～(2)は各地域協議会の書類とする。

事業計画書(事業実績書)

1 事業の内容

- (1) 事業対象品目(野菜に限る。) : ○○
- (2) 実施地域 : ○○市
- (3) 補助事業者名及び代表者名 : ○○ ○○
- (4) 主な取組内容 :
- (5) 関係団体・機関との連携体制

事業実施主体名	作付品目	市町村名	役割

2 事業計画(実績)

(1) 生産計画策定の事業計画(実績)

実施内容	事業費 (円)	負担区分(円)				補助率	完了 予定日	備考
		国	県	市町村	その他			
ア 生産計画の策定						定額		
イ 品種選定や栽培技術の確立に係る実証試験						定額		
ウ GAP・トレーサビリティシステムの導入						定額		
小計								

(2) 農業機械及び予冷・貯蔵庫等のリース導入の事業計画(実績)

実施内容	事業費 (円)	負担区分(円)				補助率	完了 予定日	備考
		国	県	市町村	その他			
農業機械・予冷庫・貯蔵庫等						1/2以内		
小計								

注1 : 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2 : 事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注3 : (1) 生産計画の策定は、必ず実施すること。

注4 : 複数の機械・設備をリースする場合、機械・設備ごとに記載すること。

3 経費の配分

事業区分	総事業費(円)	負担区分(円)				備考
		国	県	市町村	その他	
合計						

4 事業完了(予定)日
年 月 日

5 添付書類

- (1) 国実施要領別記様式第1号別添1(事業実施計画書)
- (2) その他必要と認める書類

3 経費の配分

区 分	総事業費	補助事業 に要する (した)経費	負 担 区 分			備考
			国庫補助金	県 費	その他	
野菜生産 出荷安定 資金造成 額		円	円	円	円	
計						

4 事業完了（予定）年月日

5 添付書類

- (1) 交付予約数量の受付書類の写し（事業計画書のみ）
- (2) 登録出荷団体負担金補助金受領通知書の写し（事業実績書のみ）

事業計画書 (事業実績書)

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 事業実施計画 (実績)

資金造成費の区分	対象農協	対象野菜	対象出荷市場	対象出荷期間	交付予約数量
					トン
計	-	-	-	-	

(2) 価格差補給交付準備金造成計画 (実績)

(単位: トン、円銭、円)

業務区分		〇〇年度造成計画						負担区分											
対象特定野菜等	対象出荷市場群	対象出荷期間	交付予約数量	資金造成単価	総額	造成内訳		国		県		市町村		全農岡山県本部		出荷団体			
						前年度繰越額	〇年度造成額	総額	造成	内訳	総額	造成	内訳	総額	造成	内訳	総額	造成	内訳
合計																			

3 経費の配分

区分	総事業費	補助事業に要する(した)経費	負担区分			備考
			国費	県費	その他	
計						

4 事業完了 (予定) 年月日

5 添付書類

- (1) 収支予算 (決算) 書
- (2) 交付予約数量の契約書の写し (事業計画書のみ)
- (3) 業務方法書 (")
- (4) 会員負担金受領通知書の写し (事業実績書のみ)

事業計画書 (事業実績書)

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 基本財産

ア 基本財産造成計画 (実績)

区 分	本年度当初額	本年度増減予定額 (本年度増減額)	本年度末予定額 (本年度末現在額)	備 考
県補助金				
その他				
計				

イ 基金管理計画 (実績)

ウ 基本財産貯金・外部出資計画 (実績)

区 分	本年度当初額	本年度増減予定額 (本年度増減額)	本年度末予定額 (本年度末現在額)	備 考
	千円	千円	千円	
計				

(2) 価格補てん準備金造成計画 (実績)

(単位: t、円銭、円)

業 務 区 分	〇〇年度造成計画					負 担 区 分								
	対 象 野 菜	対 象 出 荷 期 間	資 金 予 約 数 量	資 金 造 成 単 価	総 額	県		市 町 村		全農岡山県本部		出 荷 団 体		
						造 成 内 訳	総 額							
														前年度繰越額
合 計														

注1) 前年度造成実績書を添付すること。(様式同じ)

注2) 出荷団体別内訳を添付すること。

(3) 管理運営収支予算（収支精算）

ア 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

イ 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

3 経費の配分

区 分	総事業費	補助事業に要する (した) 経費	負 担 区 分					備 考
			県 費	市町村	全農岡山 県本部	農 協	協会費	
	円	円	円	円	円	円	円	
計								

4 事業完了（予定）年月日

5 添付書類

- (1) 収支予算（決算）書
- (2) 貸借対照表・損益計算書（前年度分）（事業計画書のみ）
- (3) 貸借対照表・損益計算書（本年度分）（事業実績書のみ）

(事業別様式8) 集落営農活性化プロジェクト促進事業

集落営農連携促進等事業

事業計画書 (事業実績書)

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画 (実績)

3 経費の配分

区分	補助事業に要する経費	負担区分				備考
		国費 (A)	県費 (B)	市町村費 (C)	その他	
	円	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	円	

※備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業完了 (予定) 年月日 年 月 日

5 添付資料

- (1) 市町村の本補助金の交付に関する規程又は要綱
- (2) 事業実施要綱第5の1に定める支援計画 (別紙様式第2号)
- (3) 実績報告の際は財産管理台帳の写し
- (4) その他必要と認める書類

(事業別様式9) 担い手経営革新支援事業 (農業における女性活躍推進活動)

事業計画書 (事業実績書)

1 事業実施主体名 :

2 事業の目的

3 事業の内容及び経費の内訳

(1) 事業の内容

区分	時期	内 容 (対象者等)	総事業費	備考
			円	
合 計			円	

注) ・区分の欄は、女性が働きやすい環境の整備、女性活躍の理解促進、地域の女性農業者グループの活動推進、女性リーダー育成のいずれかを記載する。

- ・「内容」欄には支援内容、対象者、実施方法等を、「目標」欄には事業を活用することによる登用促進に資する目標を、それぞれ具体的に記載する。

(2) 経費の配分

補助金名	総事業費 (A)+(B)+(C)		負 担 区 分			備考
		うち 補助対象事業費	県費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
女性が変わる未来の農業推進事業費補助金	円	円	円	円	円	「減額した金額〇〇円」 又は 「該当なし」 又は 「含税額」
合 計						

注) ・必要に応じて積算内訳を記載する。

- ・備考欄には、消費税について、消費税仕入控除額を減額した場合には「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業完了(予定)年月日

5 添付書類

- (1) 寄付行為等及び収支予算
- (2) 予算額の根拠となる支払い経費ごとの内訳を記載した資料または見積書等の写し
- (3) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し(計画の場合は(案))
- (4) その他特に必要と認める書類

(事業別様式10) 農業経営法人化緊急推進事業

事業計画書 (実績報告書)

1 事業の目的

2 交付申請金額 (又は実績報告額) 円

3 取組の概要

4 経費の内訳

区 分	総事業費	補助事業に要する(した)経費	負担区分		
			県費	市町村費	その他
農業経営法人化緊急推進事業					

5 事業完了 (予定) 年月日

6 添付書類

- ・実施要領様式第2号別添 (実施要領第6の2関係) の事業実施計画書 (完了報告書)

(事業別様式11) 環境保全型農業直接支払交付金

事業計画書 (事業実績書)

1. 事業の目的

2. 交付申請金額 金 円

3. 事業の計画 (実績)

(1) 環境保全型農業直接支払交付金

対象取組	交付件数	実施面積 (a)	交付単価 (円/10a)	交付金額 (円)
5割低減の取組と緑肥の施用を組み合わせた取組				
5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組				
有機農業の取組 (そば等雑穀・飼料作物以外)				
下記以外				
土壌診断及び炭素貯留効果の高い取組 () を実施				
有機農業の取組 (そば等雑穀・飼料作物)				
5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組				
5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組 (そば等雑穀・飼料作物以外)				
5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組 (そば等雑穀・飼料作物)				

有機農業の取組の拡大に向けた活動				
合 計				

(2) 環境保全型農業直接支払推進交付金

区 分	内 容	備 考
1. 推進・指導	(活動内容)	
2. 確認事務	(確認時期及び活動内容)	
3. その他の推進事務	(活動内容)	

4. 経費の配分

(単位：円)

事 業 名	補助事業に要する経費 (補助事業に要した経費)	負 担 区 分	
		県	市町村
1. 環境保全型農業直接支払交付金			
2. 環境保全型農業直接支払推進交付金			
計			

5. 事業完了予定 (又は事業完了) 年月日

6. 添付書類

- (1) 環境保全型農業直接支払推進交付金については、日本型直接支払推進交付金実施要領様式第2号の実績報告書
(実績報告時)

(事業別様式12) 国際水準GAPステップアップ事業

事業計画書 (事業実績書)

1 事業の目的

2 交付申請金額 (又は実績報告額) 金 円

3 支援内容

(1) 個別認証

GAP認証の種類	作目 (品目)	取得 (予定) 年月日	新規取得経営体数

(2) 団体認証

GAP認証の種類	取得 (予定) 年月日	団体件数	団体認証の	
			構成経営体数	うち新規取得 構成経営体数

4 事業の計画 (実績)

(1) 個別認証

取組事項	取組内容・時期等	回数・単価等	事業費	備考
認証審査			円	
認証取得に係る環境整備				
研修指導の受講				
合計			円	

(2) 団体認証

取組事項	取組内容・時期等	回数・単価等	事業費	備考
認証審査			円	
認証取得に係る環境整備				
研修指導の受講				
合計			円	

5 経費の内訳

区分	総事業費（円）	補助事業に要する（した）経費	負担区分	
			県費	その他
(1)個別認証 ・認証審査 ・認証取得に係る環境整備 ・研修指導の受講	円	円	円	円
(2)団体認証 ・認証審査 ・認証取得に係る環境整備 ・研修指導の受講				
合 計	円	円	円	円

6 事業実施期間

完了（予定）年月日

7 添付書類

- (1) 支援予定の団体別の団体名称、新規・追加の別、新規取得構成経営体数、（追加の場合は）現在の構成経営体数、GAP 認証及びカテゴリー（青果物・穀物・茶等）が分かるリスト（団体認証の計画時のみ）
- (2) 認証を取得した団体の名称、認証、カテゴリー（青果物・穀物・茶等）、作物名等を記載した一覧表（団体認証の実績時のみ）
- (3) 認証を取得した（見込みを含む）経営体等の名称、所在市町村名、認証の種類、青果物・穀物・茶等の区分、作物名等を記載した一覧表（個別認証の実績時のみ）
- (4) G A P 認定証等、取得したG A P が確認できるもの（実績時のみ）
- (5) 事業費に係る領収書等、経費支出が分かるものの写し（実績時のみ）
- (6) その他特に必要と認める書類

(事業別様式13) プラスチック被覆肥料の被膜殻流出防止モデル事業

事業計画書(事業実績書)

1 事業の目的

2 交付金申請金額(又は実績報告金額) 金 円

3 事業内容及び計画(又は実績)

(1) 事業実施計画(又は実績)

実施内容	事業量	備考

(2) 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業 に要した 経 費 (A+B+C)	負 担 区 分		備 考
		県費(A)	その他(B)	
	円	円	円	
合 計				

4 事業完了予定(又は完了) 令和 年 月 日

5 添付資料

- (1) プラスチック被覆肥料の被膜殻流出防止モデル事業実施計画書(又は実績報告書)の写し
- (2) その他特に必要と認める書類

(事業別様式14)

事業計画書(事業実績書)
(データ駆動型農業の実践・展開支援事業)

1 取組主体名

2 経費の配分及び負担区分

区 分	補助率	補助事業に 要する経費 (A)+(B)	負 担 区 分		備 考
			国庫補助金等 (A)	その他 (B)	
	定額	円	円	円	

3 事業の完了(予定)年月日 ○○年○○月○○日

4 添付書類(各2部提出すること)

(事業計画書)

- ・事業実施計画書
- ・外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- ・リース導入を実施する補助事業者については、リース契約書案又は金額の確認できる書類
- ・その他必要と認める書類

(事業実績書)

- ・事業実施状況報告書
- ・支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金等調書の写し及び契約書、請求書、領収書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金等交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付する
- ・事業実施等の確認のための資料(例:写真、議事録等の写し)
- ・その他必要と認める書類

(事業別様式15) スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業

事業計画書(事業実績書)

1 事業の目的

2 交付金申請金額(又は実績報告金額) 金 円

3 事業内容及び計画(又は実績)

(1) 事業実施計画(又は実績)

区分	内容	備考

(注) 区分の欄は、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領(令和7年1月15日付け6農産第3572号)の「第2 事業の構成」に記載の事業メニューを記載すること。ただし、補助率が異なる場合は補助率ごとに記載すること

(2) 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した経費(A+B+C) 円	負担区分			備考
		県費(A) 円	市町村費(B) 円	その他(C) 円	
合計					

4 事業完了予定(又は完了) 令和 年 月 日

5 添付資料

(1) 事業費に係る経費、支出等が分かるものの写し(実績のみ)

(2) その他特に必要と認める書類

(事業別様式16) 農業支援サービストライアル事業

事業計画書 (事業実績書)

1 事業の目的

2 交付金申請額 (又は実績報告額) 金 円

3 事業内容及び計画 (又は実績)

(1) 事業実施計画 (又は実績)

区 分	内 容	備 考
農業支援サービス トライアル事業	ドローンによる防除作業	

(2) 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (a+b) 円	負 担 区 分		備 考
		県費 (a) 円	その他 (b) 円	
農業支援サービス トライアル事業	円	円	円	
うち消費税	円			

4 事業の完了 (予定) 年月日 ○○年○○月○○日

5 添付書類

(1) 事業費に係る経費、支出等が分かるものの写し (実績のみ)

(2) その他特に必要と認める書類

事業計画書(事業実績書)

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画(又は実績)

区分	事業実施主体名	事業概要	事業費(円)	負担区分(円)				備考
				国費	県費	市町村費	その他	
	合計							

(注) 1 区分の欄は、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱(令和4年12月8日4環バ第245号、農林水産事務次官依命通知)又はみどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱(令和5年3月30日4環バ第465号、農林水産事務次官依命通知)の「第4 事業の内容」に記載の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合は補助率ごとに記載すること。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額(「減額した金額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」)を記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 国又は地方公共団体の一般会計
- 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

3 総事業費については、交付対象経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。

4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

3 経費の配分及び負担区分

単位：円

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	補助事業に要する経費（又 は要した経費） (A) + (B) + (C)	負担区分				備考
			国費 (A)	県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
合 計							

4 事業完了予定（又は完了）年月日 令和 年 月 日

5 添付資料

(事業計画書)

- (1) 市町村の本補助金の交付に関する規程又は要綱
- (2) その他必要と認める書類

(事業実績書)

- (1) 支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し
- (2) 事業実施等の確認のための資料（例：契約書、請求書、領収書等の写し、写真、成果品等）
- (3) 財産管理台帳の写し（施設整備のみ）
- (4) その他必要と認める書類

- (注) 1 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 間接交付金事業者に対し間接交付金を交付している場合にあつては、収支精算書の(2)の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 3 添付書類については、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

(事業別様式18)

事業計画書(実績報告書)
(農業教育高度化事業・農業教育環境整備事業)

1 事業の実施主体

2 事業の目的

3 取組の内容等

4 経費の内訳

取組の内容	総事業費	補助事業に要する(した)経費	負担区分		
			県費	市町村費	その他
	円	円	円	円	円
合計					

5 事業完了(予定)年月日

6 添付書類

- (1) 実施要綱別記5別紙様式第6号または別記3別紙様式第1号の事業実施計画書(実績報告書)に準拠した事業実施計画書(実績報告書)
- (2) 補助金交付に関する要綱等の写し
- (3) その他必要と認める書類

(事業別様式19) 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

事業計画書 (事業実績書)

1 事業の目的

2 交付金申請金額 (又は実績報告金額) 金 円

3 事業内容及び計画 (又は実績)

(1) 事業実施計画 (又は実績)

区 分	内 容	備 考

(2) 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業 に要した 経 費 (A+B+C)	負 担 区 分			備 考
		県費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	
合 計					

4 事業完了予定 (又は完了) 令和 年 月 日

5 添付資料

- (1) 事業費に係る経費、支出等が分かるものの写し (実績のみ)
- (2) その他特に必要と認める書類

(事業別様式20) 園芸産地における事業継続強化対策事業

事業計画書(事業実績書)

1 事業の目的

2 補助事業者(取組主体)名

3 事業の内容

(1) 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定等事業計画(実績)

実施内容 (講習会等)	対象面積 (施設園芸)	事業内訳 (回、人数等)	事業費 (円)	負担区分(円)				備考
				国	県	市町村	その他	
	a							
	a							

(2) 園芸産地における事業継続計画の実践事業計画(実績)

ア ソフト事業

実施内容	対象面積 (施設園芸)	事業費 (円)	負担区分(円)				備考
			国	県	市町村	その他	
(ア) 自力施工等の技能習得	a						
(イ) 災害復旧の実証	a						
小計	a						

イ ハード事業

実施内容	対象面積 (施設園芸)	事業費 (円)	負担区分(円)				備考
			国	県	市町村	その他	
(ア) 既存ハウスの補強等の被害防止対策(ハウスの補強)	a						
(イ) 既存ハウスの補強等の被害防止対策(非常用電源の共同利用)	a						

小計	a						
----	---	--	--	--	--	--	--

3 経費の配分

事業区分	総事業費 (円)	負担区分 (円)				備考
		国	県	市町村	その他	
合計						

4 事業完了 (予定) 日
年 月 日

5 添付書類

- (1) 国実施要領別記様式第1号別添 (産地事業計画)
- (2) その他必要と認める書類

(事業別様式21) 農業次世代人材投資事業・就農準備資金・経営開始資金・経営発展支援事業・新規就農者誘致環境整備事業・就農準備支援資金・経営開始支援資金・初期投資促進事業

事業計画書 (事業実績書)

1 事業の内容

事業区分	資金額又は 事業費	推進事業
	円	
合 計	円	

※各実施要綱で規定されている市町村事業計画の写しを添付すること

2 経費の配分

事業区分	総事業費	補助事業に要する(した)経費	負 担 区 分			備 考
			県 費	市町村費	そ の 他	
	円	円	円	円	円	
計						

3 事業完了(予定)年月日

4 添付書類

- (1) 交付対象者名簿(本申請の対象者分のみ)
- (2) 事業費に係る領収書等、経費支出が分かるものの写し(実績のみ) ※経営発展支援金事業、経営発展支援事業、新規就農者誘致環境整備事業及び初期投資促進事業に限る
- (3) その他必要と認める書類

(共通)

収支予算書 (収支精算書)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県 費 補 助 金 ○ ○ 費	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

○岡山県補助金等交付規則

昭和四十一年八月十七日

岡山県規則第五十六号

改正 平成八年三月二六日規則第二〇号

令和二年一月三十一日規則第四号

岡山県補助金等交付規則を次のように定める。

岡山県補助金等交付規則

(目的)

第一条 この規則は、県が交付する補助金等の交付に関する基本的な事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「補助金等」とは、県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 利子補給金

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいい、「補助事業者等」とは、補助事業等を行なう者をいう。

(補助金等の名称等)

第三条 補助金等の名称、交付の目的、交付の相手方、交付の対象となる事務又は事業の内容及び補助金等の額又は率は、知事が別に定める。

(令二規則四・一部改正)

(補助金等の交付申請)

第四条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（ただし、契約の申込みにあつては契約に関する書類）に別に定める書類を添えて知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第五条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地を調査し、適当であると認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行なうため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第六条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(決定の通知)

第七条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合は、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第八条 補助金等の交付の申請をした者が、前条の規定による通知を受領した場合において、当該申請に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による取消し等)

第九条 知事は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部若しくは一部を継続する必要がなくなつたとき又は遂行できなくなつたとき(補助事業者等の責めに帰すべき事情によるものを除く。)は、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちで既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた事務又は事業に対しては、別に定めるところにより補助金等を交付する。

3 第七条の規定は、第一項の規定による処分をした場合に準用する。

(変更等の承認)

第十条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の通知を受けた補助事業者等の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするとき又は当該補助事業者等を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽易な変更については、この限りでない。

(状況報告)

第十一条 補助事業者等は、知事が別に定めるところにより、補助事業者等の実施状況を知事に報告しなければならない。

(指示)

第十二条 知事は、補助事業者等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、補助事業者等に対し必要な指示をすることができる。

2 補助事業者等は、補助事業者等が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となつた場合においては、その理由及び補助事業者等の遂行状況を記載した書類をすみやかに知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第十三条 補助事業者等は、補助事業者等が完了したとき(補助事業者等の廃止の承認を受けた場合を含む。)は、補助事業者等実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときもまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の実績に基づき、精算額で交付決定を受けた補助金等については、前項の報告をすることを要しないものとする。

(補助金等の額の確定等)

第十四条 知事は、前条の規定による補助事業等実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等の支払)

第十五条 知事は、前条の規定による補助金等の額の確定後補助金等を支払うものとする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金等の概算払又は前金払をすることがある。

(是正のための措置)

第十六条 知事は、第十四条の規定による審査及び調査の結果補助事業等の成果が、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業者等に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第十三条の規定は、前項の規定による命令に従つて行なう補助事業等について準用する。

(決定の取消し)

第十七条 知事は、補助事業者等が次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 補助金等を他の用途へ使用したとき。
- 二 補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- 三 この規則又はこれに基づく知事の指示に違反したとき。
- 四 その他不正の行為があると認められたとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつたのちにおいても適用があるものとする。

3 第七条の規定は、第一項の規定による取消しの場合に準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額をこえて補助金等が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、前条第一項の規定により補助金等の返還を命ぜられた場合（第九条第一項に該当するときを除く。）は、その命令に係る補助金等の受領の日（補助金等が二回以上に分け

て交付されている場合においては、補助金等を最終に受領した日とし、返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領した日) から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額) 百円につき一日三銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額百円につき一日三銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 3 知事は、前二項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(理由の提示)

第十九条の二 知事は、第十二条第一項の規定により指示を行うとき、第十六条第一項の規定により措置命令を行うとき又は第十七条第一項の規定により決定の取消しを行うときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(平八規則二〇・追加)

(岡山県行政手続条例の適用除外)

第十九条の三 補助金等の交付に関する知事の処分については、岡山県行政手続条例(平成七年岡山県条例第三十号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(平八規則二〇・追加)

(財産の処分の制限)

第二十条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産のうち、知事が別に定めるものを補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年度の補助金等から適用する。
(関係規則の廃止)
- 2 耐火建築促進に関する補助金交付規則(昭和二十七年岡山県規則第九十四号)及び岡山県失業対策事業紹介対象者雇用奨励金交付規則(昭和三十七年岡山県規則第六十三号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則施行前に交付され、又は交付の決定若しくは事業の承認がなされた補助金等については、なお従前の例による。
- 4 この規則施行の際、現になされている交付申請又は事業承認申請については、この規則に基づい

てなされた交付申請とみなす。

(関係規則の一部改正)

- 5 岡山県納税貯蓄組合規則（昭和二十九年岡山県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成八年規則第二〇号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第四号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。